

(7)ヨットモーターボート総合保険(団体契約)の提供 及び 施設賠償責任保険等の加入【提案】

湘南港において、ヨットモーターボート総合保険(団体契約\*)を独自に組み立て、利用者に案内するサービスを県と協議のもと導入したいと考えております。

現指定管理の葉山港では、管理事務所窓口にて利用者に案内しており、好評を得ています(2022年5月末日時点では艇の保管艇が加入)。

\*契約者:当社、

団体保険のため、個人加入より保険料が割引になるうえ、充実した保険補償内容となります。民間マリーナでは各団体保険がみられますが、公共港では極めて少数な取組みです。安心安全なヨットライフのバックアップとして、これからも提供します。

また、募集要項「IV施設の維持管理業務」において、施設賠償責任保険と自動車管理者賠償責任保険の「保険の付保」が規定されています。

大切な貴県の財産を預かる管理者として、不足ない保険を自社の負担において加入しています。

イ 出艇禁止指導、出艇注意指導を行う場合の具体的な基準及びその運用について記載してください。

### 【要約】出艇禁止・出艇注意指導を行う場合の具体的な基準及びその運用について

- ✓ 通常時は出艇禁止指導・注意指導の基準及びハーバーマスターの判断のもと運営
- ✓ 旗の掲揚、口頭指導(窓口、ヤード内)、港内放送を基本とし、随時ホームページ・SNSでも情報発信
- ✓ 通常時は初級者に合わせた判断にて安全管理に努める。
- ✓ 上級者(オリンピック代表クラス等)の選手の大会及び練習においては、誓約書記載のもと、出

#### 1.出艇禁止指導、出艇注意指導の基準について

当社では、以下に示す基準に則り、出艇禁止または出艇注意の指導を行います。

湘南港の地形的特徴や今後の予報を考慮して、基準以下でもハーバーマスターの判断にて各指導対象にすることがあります。特に、南西風の場合は、基準値以下においても出艇禁止指導（赤旗）となる傾向がみられます。

#### 2.出艇禁止指導、出艇注意指導の運用について

##### (1)判断、責任の所在

ハーバーマスターの判断・責任により各基準を目安に指導の開始・解除を行います。

##### (2)指導方法

旗の掲揚、口頭指導（窓口、ヤード内）、港内放送を基本とし、随時 SNS でも情報発信します。

##### (3)運用対象外とするケースについて

上級者（オリンピック代表クラスやヨットレースに上位入賞レベルの利用者）は、ある程度厳しい環境での練習を必要とする場合があります。その場合は、予報を含む気象海象状況を当社スタッフと共有のうえ、レスキューボートを必ず配備することを前提として、『出艇禁止中の特別取扱いにかかる誓約書』に各選手に一筆頂いた後、出艇を許可する場合があります。

### 指導基準

出艇禁止指導（赤旗）	出艇注意指導（黄旗）
各種警報（特別警報含む）の発令 ・暴風、波浪、津波、大雨	各種注意報の発令 ・強風、波浪、津波、大雨、濃霧
下記基準を超過した場合 ・平均風速：10m/s 及び瞬間最大風速 13m/s ・目視波高：1.5m	下記基準を超過した場合 ・平均風速：7m/s 及び瞬間最大風速 10m/s ・目視波高：基準なし
その他判断基準 ・雷雲の接近 ・濃霧による視界不良（視程：500m 以下）	その他判断基準 ・予報により海面状況が悪くなると判断 ・視界不良：基準なし
指導について ①利用者への指導 ・出艇禁止（陸上待機） ・速やかな帰着指示 ・出艇届艇の帰着確認 ②指導方法 ・対面（窓口、ヤード内） ・港内放送 ・赤旗の掲示 ・SNS ・電話による連絡（緊急時）	指導について ①利用者への指導 ・旗の常時確認（赤旗への変更の可能性） ・初級者、高齢者の出艇中止打診 ・遠航自粛 ・港から見える範囲での活動 ・団体に対して救助艇を付けての練習依頼 ②指導方法 ・対面（窓口、ヤード内） ・港内放送 ・黄旗の掲示 ・SNS
備考 出艇に関する特別措置 『出艇禁止中の特別取扱いにかかる誓約書』 を提出した場合は、出艇可とする (上級者のみ)	備考 利用者のスキル、年齢層、艇を適切に判断し、 利用者に合った指導を行う

注：風速値は湘南港設置の風向風速計、警報注意報は横浜地方気象台によるものとする。

ウ 救助艇の調達方法や、調達を予定している船種・船長・船幅について記載してください。

(資料等があれば、添付してください。)

※ 救助艇は、新港浮桟橋（1バース：船長 15 メートル以内、船幅 3.9 メートル以内）及び船舶保管地（陸置バース）を利用できます。

### 【要約】救助艇の調達方法や、調達を予定している船種・船長・船幅について

- ✓ 当社の救助 2 艇を完備し、最大8艇を調達
- ✓ 湘南港のほか、他拠点（葉山港、逗子市、三浦市）からのレスキュー応援体制を形成

## 1. 救助艇の調達方法

### (1) 湘南港救助艇について

救助艇は当社にて調達する救助艇 2 艇で対応予定です。

湘南港はディンギーヨットとクルーザーヨットの区画が異なることから、それぞれのレスキューに対し迅速に対応するため、用途を分けた 2 艇を用意するものとします。

また、救助艇に必要な装備（GPS、マリン VHF（ディンギーヨットレスキュー艇は除く）、望遠鏡、牽引用ロープ、ロープカッター、救急箱）を一式揃えており、必要に応じて、AED（事務所入口に設置）の持ち出しも行います。

### (2) レスキューネットワークの構築

レスキュー要請には頻繁に対応します。

救助の場所に応じて、リビエラシーボニアマリーナ（三浦市）、リビエラ逗子マリーナ（逗子市）、下田ポートサービス（下田市）の当社グループ内のレスキューネットワークを駆使し、最寄りのマリーナからの出動にて早期救助を行います。なお、救助にあたっては普通救命講習会を修了したものが従事するものとします。



近隣レスキュー体制

## 2. 調達を予定している船種・船長・船幅について

湘南港に配置予定の 2 艇のほか、湘南港からの要請に速やかに対応可能な当社近郊マリーナで所有する救助艇 6 艇を以下に示します。

## 救助艇一覧

### 湘南港救助艇 (所有者：当社)



VSR LABVse 社製 ラバー ボート【DY用救助艇】  
全長：5.8m 幅：2.15m 定員：6名



NADIA 社製 Chase Boat 【CY用救助艇】  
長さ：12.9m 幅：3.21m 定員：12名

### 葉山港救助艇 (所有者：当社)



XS-Ribus 社製 ラバー ボート  
全長：7.5m 幅：2.9m 定員：12名



プロテクター社製 ラバー ボート  
長さ：8.6m 幅：3.2m 定員：7名

### リビエラ逗子マリーナ救助艇 (所有者：当社)



HUMBER RIBS 社製 ラバー ボート  
長さ：8.5m 幅：2.8m 定員：12名



ヤマハ社製 FRP ボート  
長さ：12.5m 幅：4.1m 定員：15名

### リビエラシーコニアマリーナ救助艇 (所有者：当社)



XS-Ribus 社製 ラバー ボート  
長さ：7.5m 幅：2.9m 定員：12名



ナイトアンドカーバー社製 FRP ボート  
長さ：10.0m 幅：3.1m 定員：12名

② 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容

事故防止に関するマニュアルの作成、職員研修の実施、利用者の事故防止へ向けた取組みについて記載してください。

**【要約】事故防止に関するマニュアルの作成、職員研修の実施、  
利用者の事故防止へ向けた取組みについて**

- ✓ 事故防止に特化したマニュアルは作成せず、事故防止対策はグループマリーナを含めた事例をもとに、朝礼にて共有（連絡体制は「津波発生時行動マニュアル」に準拠）
- ✓ 朝礼では、事故事例、ヒヤリハット事例より作成された原因解明と改善案を共有
- ✓ スタッフは消防署主催の訓練や、日本マリーナ・ビーチ協会の安全・救命講習会等を受講
- ✓ 利用者への事故防止として、①ホームページ・SNS にて啓発、②イベント時に安全管理ブースの設置、③自衛訓練の開催、④スタッフからの声掛け・アドバイスによって、事故防止に努め

## 1.事故防止に関するマニュアルの作成

マニュアルの分冊化による混乱・認識漏れを防ぐため、事故防止に特化したマニュアルは作成せず、毎朝の朝礼にて当社グループマリーナを含めた日々のヒヤリハット事例をスタッフ全員と共有しており、一連の発生要因や反省点、その後の対応の報告を繰り返し行うことにより、無意識のうちに経験値を積み、正しい行動選択ができるよう、工夫します（1つの失敗案件を共有し、同じ失敗をしないようにシステム化に努めています）。新規入職者には、入職時の研修にて情報共有するとともに、朝礼にて共有し、常日頃の事故防止に対する意識づけを行います。

事故発生時の連絡体制は「湘南港津波発生時行動マニュアル」を作成し、それに準拠することとします。

## 2.職員研修の実施

事故防止に関する職員研修の実施状況を以下に示します。

### ①自衛避難訓練の実施(毎月)

藤沢消防署指導の下、自社で毎月行う自衛避難訓練に湘南港勤務の従業員も参加し常に事故に対する意識を持ち、非常時に冷静な判断・対応や誘導が行えるよう研修を行います。

### ②藤沢市消防局が実施する救助訓練への参加依頼

藤沢消防署が実施する救助訓練等があれば参加依頼をし、知識を修得するとともに消防とのコミュニケーションを強化していきます。

### ③マリーナ安全講習、普通救命講習会参加

主要なスタッフは日本マリーナ・ビーチ協会の安全講習を受講・修了しています。また、普通救命講習会については全スタッフが受講を完了しており、救命講習（不定期）も実施しています。

### 3.利用者の事故防止へ向けた取組み

#### ①官民合同パトロールの実施

横須賀海上保安部、湘南海上保安署及び公益社団法人関東小型船安全協会横須賀支部の官民が連携して実施する合同パトロールに都度参加しており、マリーナからは唯一、当社（葉山港、リビエラ逗子マリーナ、リビエラシーボニアマリーナの3マリーナ）が参加しています。海上で直接安全啓発、指導することにより海難を未然防止し船舶交通の安全を確保するものです。

#### ②イベント時に安全管理ブースを設置

船舶免許取得時に実施される安全講習受講を受ける機会がない免許不要なボートユーザーをターゲットに、イベント時はブースを設けて、積極的に安全管理について発信しています。

#### ③メカニックスタッフによる声掛け・アドバイス

艇について熟知している当社スタッフが、利用者に積極的に声掛けを行い良好な関係を築き、スタッフから見て事故に繋がりそうな気になる艇の状態があれば、適宜アドバイスを行います。また、利用者からの質問にも適宜対応します。

#### ④避難場所の事前確認のための自主訓練の開催

湘南港で常時活動している団体及び利用者に広く呼びかけ、実際に避難場所を利用者自身で確認してもらうための自主避難訓練を開催します。

訓練時には当社スタッフが誘導も行い、スタッフにとっても誘導の技術向上に努めます。

#### ⑤様々な情報掲示板、ホームページ、SNSにて啓発

様々な情報を掲示板、ホームページ、SNSにて発信し、事故防止を啓発します。

③ 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針

通常時における事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合の安全管理体制、連絡体制、人員配置体制、対応方針について記載してください（災害・荒天時対応については、(2)に記載してください。）。

**【要約】通常時における事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合の安全管理体制、連絡体制、人員配置体制、対応方針**

- ✓ 緊急事態発生時は「湘南港津波発生時行動マニュアル」の体制に従い、ハーバーマスター指揮のもと対応
- ✓ スタッフへの緊急時の対応方法及び連絡網を周知
- ✓ 事故(人)、事故(機器故障・施設破損)、不祥事(暴力団・社内トラブル)について、対応方針明示

## 1.事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合の安全管理体制

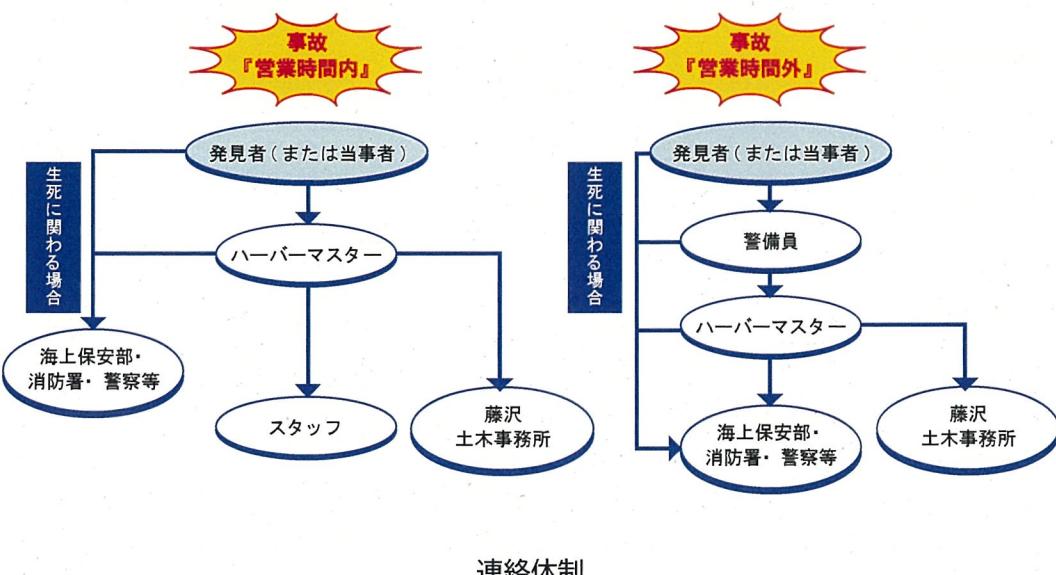
通常時における事故・不祥事等の緊急事態においても基本的な安全管理体制は「湘南港津波発生時行動マニュアル（2022.6 策定・素案）」にならい、ハーバーマスターの指揮のもと対処します。

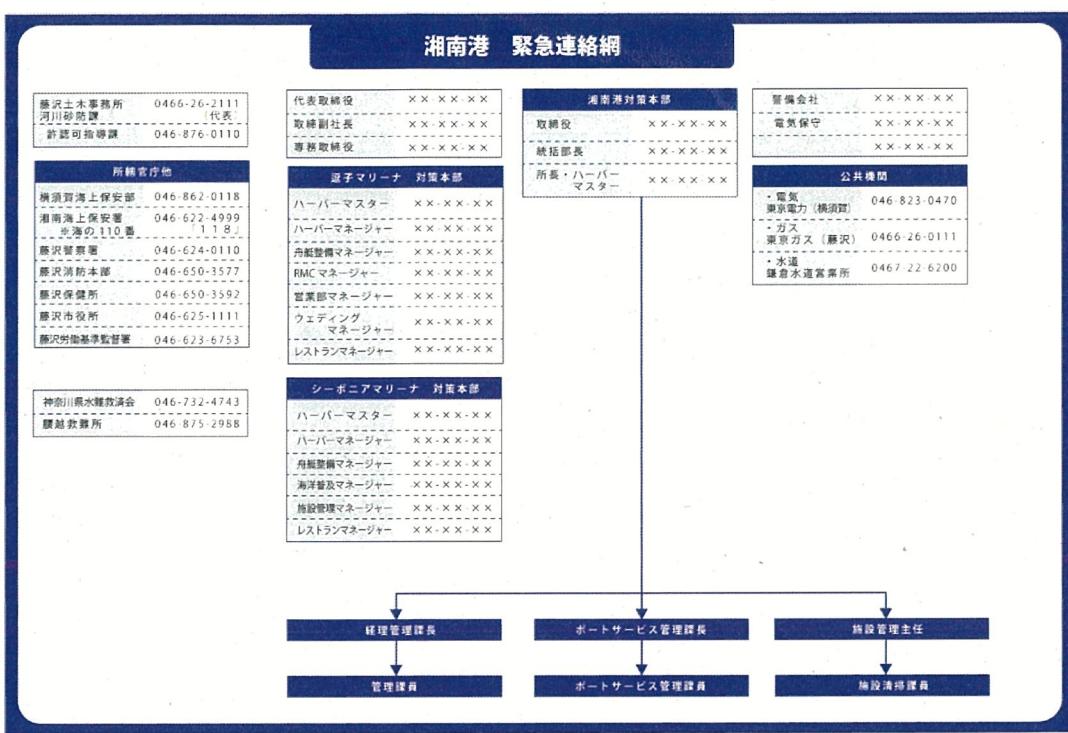
## 2.連絡体制及び人員配置体制

通常時における事故・不祥事等が発生した場合、以下に示す体制にて対応します。

### (1)事故

事故発生後、発見者（または当事者）からハーバーマスターに第一報を行い、ハーバーマスターが状況を確認・判断したうえで、必要な関係各所に連絡を行うことを基本としますが、生死に関わる事故の場合は、発見者（または当事者）が緊急通報（海保 118、消防 119、警察 110）を行うものとします。





緊急連絡体制図

## (2)不祥事

不祥事は、社内に関するトラブルによるものと暴力団等とのトラブル（不当要求等）によるものの2つを想定します。社内トラブルについては、内部通報窓口での対応・是正を基本とし、調査・改善チームによる事実確認及び調査、是正処置を行います。なお、個人情報管理に関する不祥事（トラブル）は、当社規定「個人情報マニュアル」に則り対処します。暴力団等のトラブルに関しては、ハーバーマスターより警察署への速やかな通報や土木管理事務所への報告を行うこととします。



社内に起因するトラブル

暴力団等とのトラブル時の連絡体制

### 3.対応方針

通常時における事故・不祥事等が発生した場合の対応方針を以下に示します。

なお、出来る限り未然に防げるよう、事前対応に努めます。

事故・不祥事とその対応

項目	対応
事故（人：怪我や突発的症状）	<ul style="list-style-type: none"><li>生死に関わるものは即座に緊急通報をする</li><li>必要に応じて AED を使用し、初期対応を行う</li><li>意識があるものについても勝手な判断をしない</li><li>必要に応じて現場保全を講じる</li></ul>
事故（機器・施設：故障・破損）	<ul style="list-style-type: none"><li>機器の操作、基本的なトラブル対応は全スタッフが把握</li><li>専門業者への対応依頼</li><li>必要に応じて立入（または使用）禁止等措置を行う</li></ul>
不祥事	<ul style="list-style-type: none"><li>暴力団等とのトラブルが生じた場合は、神奈川県暴力団排除条例に則り速やかに警察に相談</li><li>社内トラブルが生じた場合は、まずは社内相談窓口に相談し、解決しない場合や社内相談窓口に相談できない場合は、公益通報窓口に通報する</li><li>上記に寄せられた内容について、事実確認、是正措置、再発防止対策等を行う</li></ul>

- ④ 急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等  
急病人等が生じた場合の対応として救急救命士等有資格者の採用・配置や職員への救命講習の実施等について記載してください。

### 【要約】急病人等が生じた場合の対応

#### (救急救命士等有資格者の採用・配置や職員への救命講習の実施等について)

- ✓ 緊急性が高い場合は、まよわず 119 へ通報。状況に応じて救急安心センター(7119)に相談
- ✓ 必要に応じて AED にて救命措置を実施
- ✓ 入職にあたり、全スタッフが普通救命講習を受講。e-learning では緊急手当方法等を学習

## 1.急病人等が生じた場合の対応

### (1)重症と想定される場合

速やかにスタッフが状況を確認し、症状に応じて消防（119）へ通報します。

なお、通報に迷ったら、救急安心センター（7119）に相談します。

なお、安全が確保される場所であることが前提ですが、病人が自力で移動できない場合、なるべく動かさず、その場で対応します。

必要に応じて AED にて救命措置を行います。

学生の場合は、所属団体の責任者へ連絡を行います。

### (2)軽症と想定される場合

管理棟にて一時保護し、症状によって必要な手当てを行います。

必要に応じて、社内で保有する救急病院の一覧から病院を案内します。

## 2.有資格者の採用・配置

救急救命士等有資格者の配置は現時点では予定していませんが、今後積極的にスタッフの資格取得支援及び有資格者の採用を優先して参ります。

## 3.職員への救命講習の実施等

入職にあたり、全スタッフに普通救命講習を受講させています。また、e-learning にて緊急手当方法等の学習を定期的・継続的に行います。

AED は事務所入り口に設置しており、いつでも誰もが使用できる状態とします。

⑤ 感染症の感染防止対策についての実施方針

感染症の感染防止対策についての実施方針について記載してください。

**【要約】感染症の感染防止対策についての実施方針**

- ✓ 当社策定の新型コロナ感染対応マニュアルを遵守
- ✓ 会議室等は、予約前後1時間をお預り禁止とし清掃を行い、リスクを低減
- ✓ 利用者に対しては、「貸会議室等ご利用におけるコロナウイルス感染症予防ガイドライン」を策定し、禁止事項等を明記

**1.当社スタッフに対する実施方針**

当社が策定する新型コロナ感染対応マニュアル（第8版、2022.2）を遵守して運営にあたります。基本的事項として、職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や「三つの密」等を避ける行動を、実践活用し徹底して行います。

特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）には注意をして行動します。

**2.利用者に対する新型コロナウイルスへの対応について**

貴県及び政府の方針及び感染拡大状況に応じて、ビジター艇の受入中止等、適切な対応を行っています。新型コロナウイルスへの対応の対応については、適宜ホームページでもお知らせを行っています。

なお、野外より感染リスクが高いといわる会議室の利用等においては、別途「貸会議室等ご利用におけるコロナウイルス感染症予防ガイドライン」を策定し、利用者にご協力を頂くようにしています（本計画書p.18に掲載）。

※貸会議室等ご利用におけるコロナウイルス感染症予防ガイドラインより（抜粋）

◆予約時間について

当面の間、1回のご利用ごとに室内の換気・テーブル等の消毒を実施します。

換気等の時間を確実に確保するため、他の予約が入っている場合にはその前後の1枠（1時間）はご予約を入れないようにご協力をお願いいたします。

◆社会的・身体的距離について

会議室・多目的室は規定人数の半数以下でのご利用とさせていただきます。

テーブル着席の場合は3密（密閉・密集・密接）を回避するため、フィジカルディスタンス（身体的距離）を充分にとってください。

アルコール類等の飲酒及びケータリング（複数人でのシェア含む）等は当面の間ご遠慮ください。個人でそれぞれ持参したお弁当・飲料の飲食は可能です。

## (2) 災害・荒天時対応業務

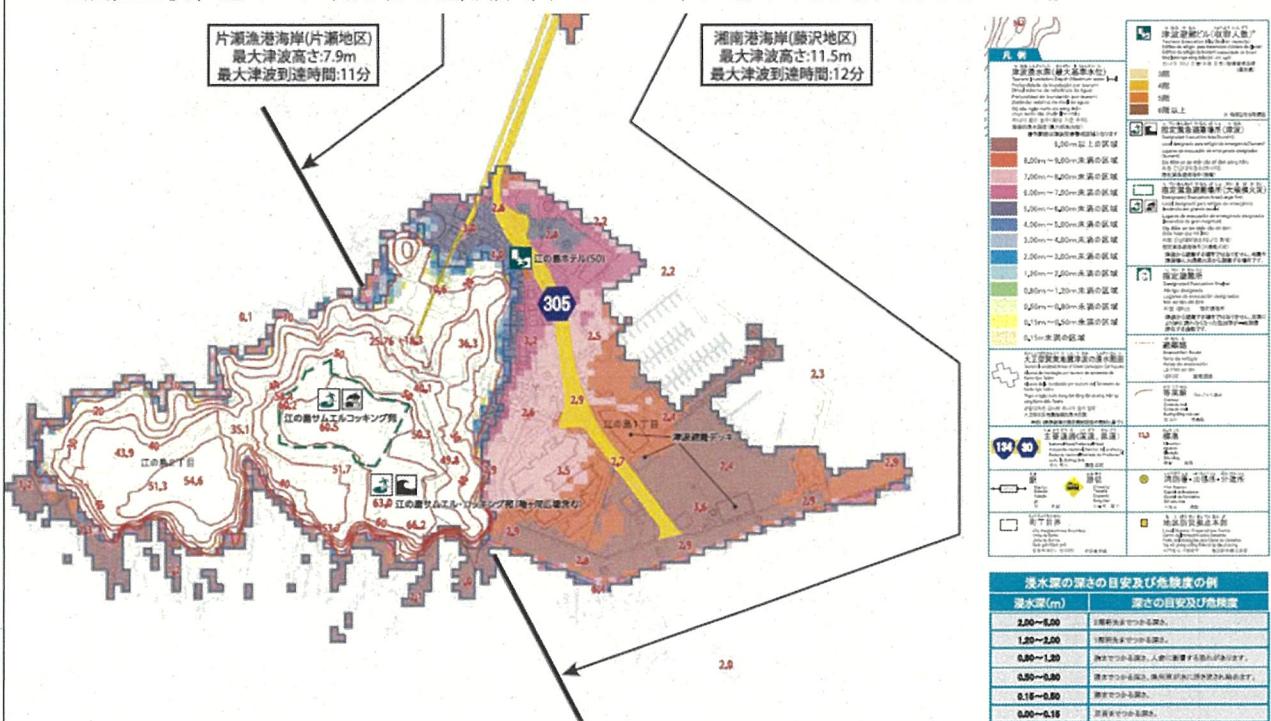
- ① 地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県や地元自治体等への協力等についての実施方針
- ア 地震、津波等の災害時の利用者の避難誘導等の対応の考え方（事前準備、連絡体制、関係機関との連携・協力、避難場所、避難誘導方法等）について記載してください。（業務実施に当たっての人員体制、事務の流れ、責任の所在等が明確になるように記載してください。）

### 【要約】地震、津波等の災害時の利用者の避難誘導等の対応の考え方

- ✓ 湘南港は津波到達まで時間的猶予が短いため、速やかな避難・誘導のための事前準備(マニュアル周知、訓練)を実施。江の島島内の町内会とも協議
- ✓ 発災時は「湘南港津波発生時行動マニュアル(2022.6 策定・素案)」に従い、行動
- ✓ 避難誘導はその場にいる最上位のスタッフ(基本はハーバーマスター)の指示に従い、スタッフは各自担当役割を実施
- ✓ 避難場所:「江の島サムエル・コッキング苑」、一時避難場所:「湘南港津波避難施設」
- ✓ 観光客のために、ヘルメットやライフジャケット等の安全装備品を備蓄
- ✓ 貴県(藤沢土木事務所河川砂防課・許認可指導課)との連絡のほか、横須賀海上保安部、湘南海上保安署、藤沢市消防局と連携。所属する江の島島内の町内会とは密に連携
- ✓ 正確な情報収集と、利用者への情報周知を徹底

地震は事前の発生予測・避難が難しく、藤沢市が公表する津波ハザードマップでは、藤沢海岸への最大津波の到達時間は8分、江の島のある片瀬地区では11分とされています。

地震発生後、速やかに利用者を避難誘導するために、入念な事前対策を実施します。



## 1.事前準備避難誘導等の事前準備と心がけ

日頃から「湘南港津波発生時行動マニュアル」を定期的に確認し、半年に1度実施する避難誘導訓練によって避難・誘導の経験を積み、発災時に落ち着いた適切な避難誘導が行えるよう、事前準備を行います。なお、本計画書で示す「湘南港津波発生時行動マニュアル（2022.6策定・素案）」はあくまで素案であるため、指定管理者に選任頂き次第、速やかに策定します。

利用者は予め避難場所や一時避難場所及びそのルートが確認できるよう、施設内の掲示板やホームページで確認できるようにします。

## 2.連絡体制

詳細は「湘南港津波発生時行動マニュアル（2022.6策定・素案）」に記載しており、以下抜粋します。なお、全体的な緊急連絡体制は、本計画書 p. 79 に示した通りです。

### (1)営業時間内

管理事務所長（ハーバーマスター）の指揮のもと、各スタッフがマニュアルに示された分担にて速やかに対応します。

港内放送及び吹き流し等により利用者へ情報を連絡します。

出艇届をもとに出艇者に電話、無線等で連絡を行います。



津波旗

### (2)営業時間外

管理事務所長（ハーバーマスター）は、夜間警備に対し直ちに連絡をします。

利用者の有無や避難完了確認等について、警備員と都度連絡を取り合います。

利用者がいる場合は、マニュアルに従い警備員により避難指示を行います。

状況に応じて、スタッフ3名が参集し、現場対応を行います。

## 3.関係機関との連携・協力

関係機関とは常に連絡を取りあい、情報収集をしながら現場での対応を連携します。

なお、海上保安庁や警察、消防等の公的機関の要請には協力し、迅速に救助に当たります。

担当課	関係機関		地元関係者
藤沢土木事務所 河川砂防課 許認可指導課	横須賀海上保安部 警備救難課  神奈川県警 横浜水上警察署	藤沢市消防局	江の島町内会 漁協 株なぎさパーク 小田急ヨットクラブ

## 4.避難場所、避難誘導方法等

### (1)避難場所

#### ①陸上避難

陸上の避難場所は、「江の島サムエル・コッキング苑」、一時避難場所は「湘南港津波避難施設（港湾管理事務所屋上、船具庫屋上、セーリングセンター屋上の3箇所）」とします。

#### ②海上避難

海上で避難する利用者へは、沿岸から離れ、出来る限り沖合の水深があるところ（水深100m以上）へ向かうよう、指示します。